二　旅客が国際観光旅客等でないときは、その旨及びその理由
三　旅客が法第六条各号に掲げる者であるときは、その旨及び当該各号の区分
四　旅客がその本邦からの出国につき他の法律の規定により国際観光旅客税を免除される者であるときは、その旨

（税関長の権限の委任）

第八条　法その他の国際観光旅客税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十三条第一項ただし書の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一　国税通則法その他の法律中不服申立てに係る規定に基づく権限（次号において「不服申立てに関する権限」という。）以外の権限（同号の規定により同号に定める税関官署の長に委任されるものを除く。）　当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

二　国際観光旅客税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限（不服申立てに関する権限を除く。）　当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従って所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

2　税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号に掲げる権限の全部若しくは一部を同項第二号に定める税関官署の長に委任し、又は同項各号の規定により当該各号に定める税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3　税関長は、第一項第二号に定める税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は前項の規定により税関官署の長に権限を委任し、若しくは委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。

4　第一項ただし書の規定により国税通則法第四十三条第一項ただし書の規定に基づく権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨を法第十七条第一項の規定によりその国際観光旅客税を徴収して納付すべき国外事業者又は法第十八条第一項の規定によりその国際観光旅客税を納付すべき国際観光旅客等に通知するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年一月七日から施行する。

（記帳義務に関する経過措置）

第二条　法附則第二条本文の規定の適用がある場合における第七条の規定の適用については、同条第四号中「他の」とあるのは、「、法附則第二条本文の規定の適用を受ける者又は他の」とする。

（税理士法施行令の一部改正）

第三条　税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電源開発促進税」の下に「、国際観光旅客税」を加え、「法定外普通税（法第二条第一項」を「法定外普通税（同項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（国際観光旅客税が免除される本邦からの出国に係る運送契約の範囲等）

第二条の二　法第九条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族（以下この条において「合衆国軍隊の構成員等」という。）の本邦からの出国のために締結される運送契約は、その締結に際し、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する証明書で当該運送契約による合衆国軍隊の構成員等の本邦からの出国が同項に規定する用務を遂行するために必要なものであること及び当該運送契約に係る運賃が合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関によつて支弁されることを証明するものを提出して締結されたものでなければならない。

2　法第九条第二項に規定する運送契約を締結した同項に規定する国際旅客運送事業を営む者は、当該運送契約の締結に際し提出された前項に規定する証明書を整理し、当該運送契約による合衆国軍隊の構成員等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から七年間、これを保存しなければならない。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項又は第二項」を「第三条」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「承認の手続」の下に「、同法第九条第一項の規定により国際観光旅客税が免除される本邦からの出国に係る運送契約の範囲又は同条第二項の規定に基づく書類の保存方法」を加え、「、第三条、第三条の二若しくは第三条の三又は第四条」を「から第四条まで」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第六条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の五の次に次の一条を加える。

（国際観光旅客税が免除される外交官等の本邦からの出国に係る運送契約の範囲等）

第五十一条の六　法第九十六条第一項の規定の適用を受ける大使等（同項に規定する「大使等」をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の本邦からの出国のために締結される運送契約は、その締結に際し、当該運送契約による大使等の本邦からの出国が同条第一項に規定する任務を遂行するために必要なものであることを証する書類として財務省令で定めるものを提示し、又は提出し、かつ、当該運送契約により本邦から出国する大使等の氏名その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して締結されたものでなければならない。

2　法第九十六条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　国賓その他これに準ずる賓客として接遇されることが閣議において決定又は了解された者及びその随員

二　前号に掲げるもののほか、次に掲げる者及びその随員であつて国賓その他これに準ずる賓客として接遇されるもの

イ　外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族

ロ　外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族

ハ　外国の議会の長及び外国の議会の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族

ニ　外国の大臣及びこれに同行する家族並びに外国の大臣に準ずる地位にある者

ホ　国際連合の事務総長及び事務次長並びに他の国際機関の事務局長及びこれに準ずる地位にある者並びにこれらの者に同行する家族

3　法第九十条の十六第二項の規定の適用を受ける国賓等（同項に規定する国賓等をいう。以下この条において同じ。）の本邦からの出国のために締結される運送契約は、その締結に際し、当該運送契約により本邦から出国する者が国賓等であることを証する書類として財務省令で定めるものを提出して締結されたものでなければならない。

4　法第九十条の十六第三項に規定する運送契約を締結した同項に規定する国際旅客運送事業を営む者は、当該運送契約の締結に際し提出された第一項又は前項の書類を整理し、当該運送契約による大使等又は国賓等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から七年間、これを保存しなければならない。